

奈良県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 月瀬梅林山添線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2 7 6	奈良市月ヶ瀬高一九 二番一先から 山辺郡山添村大字西 波多三四四一番二先 まで	三・四 ） 四一・三	二、三八七・ 一	